○外務省告示第四百一号

平成三十年六月二十七日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成十九年一月十日付けの交換公文に従ってイラク共和国政府に供与されることになったアル・ムサイブ火力発電所改修計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がイラク共和国政府と国際協力銀行との間の取決めにより令和三年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年十月十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第四百二号

令和七年十月二日にアクラで、クマシ市における内環状道路改良計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　クマシ市における内環状道路改良計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十九億六千万円

3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　義本博司在ガーナ大使

ガーナ側　サムエル・オクジェト・アブラクワ外務大臣

令和七年十月十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第四百三号

平成三十年九月二十三日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成十九年七月三十一日付けの交換公文に従ってイラク共和国政府に供与されることになったバスラ上水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がイラク共和国政府と国際協力銀行との間の取決めにより令和三年九月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年十月十四日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第千五百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一～第三　（略）	第一～第三　（略）
第四　まいわし対馬暖流系群	第四　まいわし対馬暖流系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）
都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 石川県 / 55,100 （略） / （略） 鹿児島県 / 15,000	都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 石川県 / 60,100 （略） / （略） 鹿児島県 / 10,000
三　（略）	三　（略）
第五～第九　（略）	第五～第九　（略）

○関東地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十一号	成田市山之作字仲谷津五二番一〇から同市山之作字後谷津五一番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月十四日

○近畿地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百八十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
養父市八鹿町宿南字榎谷一九三番一から同市八鹿町高柳字野原一五九番二まで	前	一一・二〇～一七一・八二メートル
	後	二一・五〇～一七一・八二メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所